

日本手話学会会則

名称および事務局

第1条 本会の名称を「日本手話学会」と称する。

第2条 本会の事務局は会長の定める地に置く。

目的および事業

第3条 本会は手話学研究の推進、発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- ① 手話学に関する研究大会・研究会・セミナーなどの開催。
- ② 手話学に関する機関誌、および、図書の刊行。
- ③ 手話学に関する研究、および、調査。
- ④ 手話学に関する優れた研究、および、研究業績の表彰。
- ⑤ その他、目的を達するために必要な事業。

第5条 本会は、日本手話および日本語を公式言語とする。

会員

第6条 本会の会員は以下の4種とする。

- ① 正会員 本会の目的に賛同して当該年度の会費を納めて活動を行う個人
- ② 学生会員 本会の目的に賛同して当該年度の会費を納めて活動を行う、大学、大学院、および、これに準ずる団体の在学学生
- ③ 賛助会員 本会の目的に賛同し、当該年度その事業を援助する団体、および、個人
- ④ 名誉会員 本会の正会員の中で特別の功績があり、総会の議決を経て推薦された個人

第7条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書をもって会長に申し込むものとする。

- ① 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾を持って名誉会員となる。

第8条 本会会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

- ① 名誉会員は会費を納めることを要しない。

第9条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- ① 退会したとき。
- ② 死亡、もしくは、失踪宣告を受けたとき。
- ③ 賛助会員である団体が解散したとき。
- ④ 除名されたとき。

第10条 会員が次の各号に該当するときは、会長がこれを除名することが出来る。

- ① 本会の名誉を傷つける行為、または、本会の目的に違反する行為があったとき。この場合、除名に際して会長は、その会員に対して弁明の機会を与え、総会の議決を経なければならない。
- ② 本会の会員として会費納入を1年間怠り、催促してもこれに応じないとき。

役員

第11条 本会に次の役員を置く。

- ① 理事 若干名 (うち会長1名)
- ② 監事 2名

第12条 役員は、会員の中から、会員による選挙によって選出する。選挙に関わる規定は、総会の議を経て別に定める。

第13条 役員の任期は2年とする。

- ① 再任は妨げないが、原則、連続して4年を超えないものとする。
- ② 後任役員が選任されない場合に限り、任期の末尾後最初の総会が終結するまでその任期を伸張することができる。
- ③ 補欠、または、増員により選任された役員の任期は、前任者、または、現任者の残任期間とする。

第14条 会長は、必要に応じて、理事会の議決を経て、会員の中から顧問を選任することが出来る。

第15条 顧問は、会長の附託を受けて、理事会に出席し、理事会の業務に助言を与えることが出来る。

第16条 顧問の任期は会長の任期に従う。

組織、運営

第17条 会員総会は本会の組織と運営に関する最高議決機関である。会長は年に1回これを招集する。

第18条 会員総会の議長は出席会員の中から選出する。

第19条 議事は会員総会出席者の過半数の同意をもって決定される。

第20条 本会の事業の円滑な運営を図るため、会長は、理事会の議を経て、必要な委員会を置くことができる。委員会に関する規定は、理事会の議を経て別に定める。

第21条 本会の事業に関する事務処理については以下に定めるとおりとする。

- ① 本会の事務を処理するため、理事会の議を経て、所用の職員をおくこと、あるいは、事務処理に関する業務の一部を外部に委託することが出来る。雇用、および、委託に関する契約は会長がこれを行う。
- ② 本会の目的を達するために必要であれば、理事会の議を経て、外部からの業務を受託することが出来る。受託に関する契約は会長がこれを行う。

会計

第22条 本会の資産は以下の通りとする。

- ① 資産目録記載の財産
- ② 会費
- ③ 資産から生ずる収入
- ④ 事業に伴う収入
- ⑤ 寄付金品
- ⑥ その他の収入

第23条 既納の会費、その他の拠出金品は返還しない。

第24条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終了する。

第25条 本会の資産は会長が管理し、その方法は、理事会の議を経て会長が別に定める。

第26条 本会の事業計画、および、これに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会、および、総会の議決を経なければならない。

- ① やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収入支出することが出来る。
- ② 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議を経て、規定予算の追加、または、更正を行うことが出来る。

第27条 本会の事業報告書、収支決算書など、決算に関わる書類は、事業年度終了後三ヶ月以内に会長が作成し、監事の意見書をつけて、書類作成後最初に行われる、理事会、および、総会の承認議決を得なければならない。

解散

第28条 本会の解散は、総会における出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

- ① 本会の解散に伴う残余財産は、総会における出席者の4分の3以上の議決を経て、非営利特定法人法11条第3項に掲げるもののうちに譲渡するものとする。

会則の改正

第29条 本会の会則の変更は、総会の出席者の3分の2以上の議決を経なければならない。

付則

- 1 2009年度の事業年度は2009年度総会の日(2009年11月1日)から2009年12月31日までとする。
- 2 2008年度の会員は、特に申し出のない限り、2009年度の会費を納めずとも2009年度の会員資格を自動的に得る。
- 3 2009年度に新たに入会した会員は、特に申し出のない限り、2010年度の会費を納めずとも2010年度の会員資格を自動的に得る。
- 4 2008年度選任の役員の任期は、2010年度終了までの期間とする。

本会則は1992年7月25日より施行する。

本会則は1996年7月21日より施行する。

本会則は1998年8月1日より施行する。

本会則は2001年6月24日より施行する。

本会則は2005年7月17日より施行する。

本会則は2007年9月16日より施行する。

本会則は2009年11月1日より施行する。